

# 関西地域文化フェア開催業務 仕様書

## 1 業務概要

### (1) 業務名

関西地域文化フェア開催業務

### (2) 業務の趣旨・目的

文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正、文化による地方創生、地域の多様な文化の掘り起こしや磨き上げによる文化芸術の振興を一層促進させるものであり、移転がよいよ来年度に迫るなか、関西圏域の文化振興をさらに深める新たなスタートとなるよう機運醸成を図ることが求められる。

そのため、今回、関西各地に古くから伝わり、長く地域住民によって育てこられた特徴ある地域文化の歴史や込められた思いなどを振り返り、その豊かな魅力を再確認し、将来に渡り受け継ぎながら、更に魅力あるものとしていくための取組について語るシンポジウムを開催する。また、合わせて文化の力で元気を届けるために、関西各地の地域文化の展示・体験や販売、さらには地域で継承される伝統芸能等に触れる場を創出し、気軽に地域文化に触れることができるにぎわいづくりも行う。

これにより、文化庁移転の意義を広く発信し、文化の力による関西の活性化を図る。

### (3) 業務期間

委託契約締結日から令和4年3月31日まで

### (4) 内容

新型コロナウイルス感染症の状況や出演者等の調整状況により、変更となる可能性がある。

#### ア 開催日

令和3年11月21日（日）（予定）

※ 荒天の場合、前日までに開催の可否を委託者が決定する。

#### イ 開催時間

午前11時から午後4時まで（予定）

#### ウ 会場

メイン会場：京都府立京都学・歴彩館（京都市左京区下鴨半木町1-29）

サブ会場：北山プロムナード（京都市左京区下鴨半木町内）

京都府立植物園（京都市左京区下鴨半木町）

#### エ 実施内容

##### ○ シンポジウム（会場定員は484名上限）

※ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更あり

※ シンポジウムは、京都府立京都学・歴彩館（大ホール）を使用すること。

- ・ セレモニー

例：子どもたちによる伝統文化等の発表

- ・ 基調講演

- ・ パネル討論
- にぎわいフェア
  - 例：生活文化・伝統文化等の展示体験コーナー（パネル、ブース、映像等）、  
地域の伝統文化等の発表ステージ、パフォーマンスステージ等  
関西広域連合構成府県市の地域文化PRコーナー、関西企業による物産展
- (5) 入場料
  - 無料
  - ※ 植物園は入園料あり（参加者負担）
- (6) 主催
  - 文化庁京都移転準備実行委員会（以下「実行委員会」という。）
  - 共催
  - 関西広域連合

## 2 業務内容

- (1) 全体企画に関すること
  - 上記1(4)を踏まえて、企画提案を行うこと。その際、これまで地域文化に関わる機会が少ない方にも興味関心をもってもらえる等、より幅広い対象者が文化に親しむことが出来るような企画内容とすること。
  - ア 共通事項
    - ・ 会場費及び付属設備に要する経費は、受託者で負担すること。
    - ・ 来場者が会場間を周遊できる企画内容とすること。
    - ・ 酒類の提供や販売は行わないこと。
    - ・ 関西地域文化フェア（以下「本フェア」という。）で使用する会場及びエリアは下記のとおりとする。必須会場以外は、企画内容によって使用の有無は問わない。下記以外の施設及びエリアを提案する場合は、事前に施設管理者と調整を行うこと。
      - 京都府立京都学・歴彩館（添付図①）
        - ・ 大ホール及び小ホールは必須会場とする（委託者が予約済）。
        - ・ 大ホール及び小ホール間の通路は、施設管理者と調整のうえ、パネルや映像等の展示のみ可能とする。ただし、大音量が発生するものは不可とする。
      - 北山プロムナード（添付図②）
        - ・ 指定の箇所を使用可能とする。
      - 京都府立植物園（添付図②）
        - ・ 沈床花壇エリアを使用可能とする。
  - イ シンポジウム
    - (7) 共通事項
      - ・ 全体の進行管理を行う司会者を配置すること。
    - (4) オープニングセレモニー
      - ・ 子どもたちによる地域の伝統芸能等の発表とする。

- ・ 発表者は、2組程度で提案すること。その際、京都の地域文化に関する者が望ましい。
- ・ 発表を行う設えを受託者で用意すること。

(ウ) 基調講演

- ・ 講演者及び講演テーマについては、実行委員会で選定を行う。
- ※ 講演者への旅費を関東方面から1名で想定しておくこと。

(エ) パネル討論

- ・ 関西圏域の地域文化に造詣が深い学識経験者、文化人、経済人を3名程度提案すること。提案にあたっては、京都の地域文化に関する者を最低1名以上提案すること。また、誰もが魅力的に感じてシンポジウムへの参加意欲を促す力がある者を最低1名以上提案すること。併せて、当該出演者を提案した理由、狙いについて提案すること。
- ・ パネル討論のテーマを設定すること。その際、文化庁京都移転の機運醸成や関西地域の文化の魅力発信につながるような内容とすること。  
例：「魅力溢れる日本の地域文化とこれからの地域活性化（仮）」等
- ・ 全体の進行管理を行う者を最低1名配置すること（(7)の司会者と同一も可能とする。）

ウ にぎわいフェア

(7) 共通事項

- ・ 幅広い対象者に文化への興味関心を抱かせるような内容とすること。
- ・ 展示や実演等に際して謝金等が発生する場合は、受託者で対応すること。
- ・ 上記目的が達成できる開催時間を設定すること。なお、シンポジウムの開始時間と併せる必要はないものとする。

(イ) 伝統芸能等の発表ステージ

- ・ 地域の伝統芸能等の発表や音楽等のパフォーマンスの発表機会を創出すること。  
例：子ども達による地域の伝統芸能の発表、地域で活躍するパフォーマンス発表
- ・ 発表内容についても企画提案すること。
- ・ 発表を行う設えを受託者で用意すること。ステージ設置を必須とはしないが、発表スペースの確保を行うこと。

(ウ) 生活文化（食文化、茶道、華道等）、芸術文化（アート、メディア芸術等）等の展示、体験、販売コーナー

- ・ 幅広い層が関心を持つような展示や体験コーナー等を設けること。
- ・ 生活文化や芸術文化等の複数のコーナーが設定されていることが望ましい。  
例：京の食文化を体験できる物産展、アニメ映像の制作体験
- ・ 展示や体験に係る設えは、受託者で調達すること。

エ 関西広域連合構成府県市による地域文化PRコーナー

- (7) 関西広域連合構成府県市が地元文化のPRができる展示コーナーを設えること。  
(展示内容は委託者が決定する。)
- (イ) 設えは、12構成府県市分を受託者で用意すること（机・椅子は小ホール内の付属設備を使用可能。)

例：バックパネル、銘板、白布、映像用モニター等

- (7) その他、構成府県市の職員旅費（各1名分）及び展示物の送料等については、受託者で負担すること。

（12 構成府県市分を想定すること）

- (8) 来場者が上記コーナーに興味関心を持つように工夫すること。

## (2) 運営に関すること

### ア 運営体制の整備

- ・ 本委託業務の運営に係るスケジュール、経費の管理及び本フェアの企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること。
- ・ スケジュール表（工程表）を契約締結後速やかに実行委員会に提出すること。
- ・ 業務責任者を含む必要な体制を整え、円滑な進行管理・運営管理を行うこと。
- ・ 本フェア開催中、必要な情報を収集し、全体を統括する責任者及び全体の企画・運営に必要な人員を配置して実施すること。
- ・ 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。
- ・ 実行委員会や関係機関等との打合せを行った場合は、速やかに報告書を作成し、実行委員会に提出すること。

### イ 運営計画等の作成

- ・ 運営計画を企画し、運営マニュアル、会場配置図・配員図等を作成すること。
- ・ 開催における安全管理マニュアルを作成すること。

### ウ 出演者等

- ・ 本事業の目的を踏まえた出演者等を実行委員会との協議の上決定し、手配すること。
- ・ 本フェアの出演者等との連絡調整や対応は、原則受託者が行うこと。
- ・ 出演者等の謝金・旅費、弁当代は受託者で負担し、支払いを行うこと。

### エ 会場警備・誘導・案内業務

- ・ 来場者の導線確保等、誘導計画を作成すること。
- ・ 会場案内、誘導案内を必要箇所に設置し、来場者の安全を確保すること。
- ・ 大学施設等には原則として立ち入らないこと。必要な場合は、本フェア来場者が立入禁止区域に立ち入らないよう、警備員を配置する等施設管理者と事前に調整を行うこと。

### オ 会場設営

- ・ 本フェアの開催に際し、必要な設備の搬入搬出・設営及び撤去（給水・電気設備を含む）を行うこと。
- ・ 受託者は設営に当たって、必要な物品の確認・手配、設備の準備等について、実行委員会及び施設管理者と事前に調整すること。
- ・ 本フェアで発生したごみは、受託者の責任において対応すること。
- ・ 搬入搬出・設営及び撤去に係る経路等については、実行委員会及び施設管理者と

事前に調整を行い、安全の確保に留意すること。

カ その他

- ・ 騒音、照明、交通等近隣施設及び近隣住民に配慮すること。
- ・ 本フェア開催に必要な法定手続や調整を行うこと。
- ・ 屋外会場については、小雨決行時の対策を講じること。
- ・ 会場設備等の詳細については、公募期間中に図面の閲覧にて確認すること。閲覧を希望する場合は、募集要領4（1）に記載する問合せ先にメールにて予約すること。

(3) 広報に関する業務

ア 参加者の募集に関すること

- ・ シンポジウムは、原則事前申込制とすること。
- ・ 募集に関する事務は、全て受託者で行うこと。
- ・ 募集における申込や受付方法は、希望者が申込しやすい手法を検討すること。

イ 開催告知に関すること

- ・ 本フェアの実施及び参加者募集を広く周知するために、広報・宣伝活動を実施すること。作成した広報物、掲載記事等は実行委員会に提出すること。提案にあたっては、本委託事業の目的を踏まえた広報媒体・方法等、戦略的な広報計画を作成すること。

○ 広報・宣伝活動の実施例

- ・ ポスター、チラシ等の制作、配布
- ・ 広告出稿（ウェブ、新聞、雑誌、交通等）
- ・ プレスリリース配信
- ・ SNS等での情報発信 等

ウ 本フェア開催当日の配布資料に関すること

- ・ 参加者へ配布する「シンポジウム用資料」「出演者、出展者紹介資料」「アンケート用紙」、その他必要な資料を作成・印刷すること。
- ・ 内容、部数については、実行委員会と協議の上、最終決定すること。

エ 外観や会場風景等の写真や動画などの記録を撮影すること。実行委員会から提供依頼を受けた場合は、協力すること。

(4) 報告書等の提出

事業内容を写真等で記録し、実施内容、課題考察、来場者数等を記載した実施結果報告書を下記のとおり提出すること。合わせて、来場者及び出演者にアンケートを行い、結果を集計・分析して提出すること。

- 実施結果報告書、アンケート結果（いずれもA4版） 2部
- 同上 電子データ 1部（メール提出）

(5) 成果品の帰属

ア 本事業に関する著作権（広報等において制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て実行委員会に帰属する。

イ 本委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた時は、実行委員会に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。

### 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

本提案については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じることを必須とし、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等を踏まえ、対策を十分に検討し、その内容を具体的に提案すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定していた企画が実施できない場合は、予算の範囲内でオンライン配信等の代替案を提案し、委託者と協議の上、業務を実施すること。

### 4 事業の中止等に係る対応について

やむを得ない事由により、本フェアの開催が困難になった場合は、実行委員会の指示を受けた上で当該事業の全部又は一部を中止することとする。この場合の代替措置については、協議の上、決定するものとする。

### 5 委託業務遂行上の留意点

- (1) 最終的な委託業務内容については、採択後に実行委員会と協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、業務遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- (3) 受託者は、実行委員会及び会場の施設管理者等と協議・調整を行い、業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、業務中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、来場者及び出演者等の個人情報の取扱いについては、契約書による。
- (5) 本委託業務のために著作物を使用する場合、使用許諾に係る一切の手続き及び経費の負担は受託者が行うこと。
- (6) 受託者は、業務遂行に当たり、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、企画・運営内容の具体化など判断を要する場合や本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議の上、決定すること。
- (7) 事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入すること。